

平成19年第3回野洲市議会定例会会議録

招集年月日

平成19年9月26日

招集 場所

野洲市役所議場

応招 議員

1 番 三和 郁子	2 番 矢野 隆行
3 番 梶山 幾世	4 番 内田 聡史
5 番 奥村 治男	6 番 藤村 洋二
8 番 西本 俊吉	9 番 本田 章紘
10 番 田中 良隆	11 番 藤下 茂昭
12 番 中島 一雄	13 番 田中 孝嗣
14 番 中田 幸子	15 番 小島 進
16 番 野並 享子	17 番 小菅 六雄
18 番 鈴木 市朗	19 番 原田 薫
20 番 田中栄太郎	21 番 林 克
22 番 荒川 泰宏	23 番 河野 司
24 番 秦 眞治	

不応招議員

7 番 川口 東洋

出席 議員

応招議員に同じ

欠席 議員

不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市 長	山崎甚右衛門	副 市 長	川尻 良治
収 入 役	阪口 和夫	教 育 長	大堀 義治
監 査 委 員 事 務 局 長	米澤 博	政策推進部長	山中 清嗣
政策推進部長 次	高田 一巳	総 務 部 長	北口 守
市 民 健 康 福 祉 部 長	田中 正二	都市建設部長	島村 平治
環境経済部長	山田 和広	教 育 部 長	南 喜代志
総 務 部 次 長	前田 健司	総 務 部 次 長	東郷 達雄
市 民 健 康 福 祉 部 次 長	新庄 敏雅	都 市 建 設 部 次 長	堤 文男
環 境 経 済 部 次 長	竹内 睦夫	教 育 部 次 長	船橋 登志夫

教育部次長	常諾	眞教	広報秘書課長	富田	久和
総務課長	中島	宗七	企画財政課長	佐敷	政紀

出席した事務局職員の氏名

事務局長	山中	重樹	事務局次長	井狩	重則
書記	川崎	和美	書記	赤坂	悦男

議事日程

- 第1 諸般の報告について
- 第2 会議録署名議員の指名について
- 第3 議第68号から議第91号まで
(野洲市体育・スポーツ振興審議会条例他23件)
各委員長より委員会審査結果報告
質疑、討論、採決
- 第4 意見書第2号から意見書第4号まで
(地方における道路整備財源と道路予算の確保に関する意見書(案)
他2件)
提案者説明、質疑、討論、採決

追加議事日程

- 第1 発議第4号 野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例
提案者説明、質疑、討論、採決

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(田中栄太郎君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は23名であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第1)

○議長(田中栄太郎君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員 23 名、欠席議員 1 名、欠席議員は 7 番、川口東洋君であります。

次に、本日の議事日程は配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本定例会に説明員として出席通知のあった者の職氏名は、9 月 11 日と同様でありますので、配付を省略しましたのでご了承願います。

(日程第 2)

○議長 (田中栄太郎君) 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、第 10 番、田中良隆君、第 11 番、藤下茂昭君を指名いたします。

(日程第 3)

○議長 (田中栄太郎君) 日程第 3、各委員長より委員会審査報告書が提出されておりますので、議第 68 号から議第 91 号まで、野洲市体育・スポーツ振興審議会条例他 23 件を一括議題とし、各委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

第 15 番、小島進君。

○15 番 (小島 進君) 皆さん、おはようございます。15 番、小島進です。

去る 9 月 7 日の本会議におきまして総務常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9 月 13 日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました結果についてご報告申し上げます。

議第 69 号野洲市まちづくり協働推進センター条例、議第 70 号野洲市部設置条例の一部を改正する条例、議第 71 号政治倫理の確立のための野洲市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例、議第 72 号野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例、議第 73 号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例、議第 74 号平成 19 年度野洲市一般会計補正予算 (第 1 号) 中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第 78 号平成 18 年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第 87 号平成 18 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の 8 議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審査いたしました結果、議第 69 号、議第 70 号、議第 71 号、議第 72 号、議第 73 号、議第 74 号及び議第 87 号については、採決の結果、全員賛成により原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。また、議第 78 号については、採決の結

果、賛成多数により原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、総務常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。
よろしく願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） これより、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

第12番、中島一雄君。

○12番（中島一雄君） 皆さん、おはようございます。12番、中島一雄です。

去る9月7日の本会議におきまして文教福祉常任委員会に付託を受けました議案について審査するため、9月18、19日の両日に委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審議いたしました結果についてご報告いたします。

議第68号野洲市体育・スポーツ振興審議会条例、議第74号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第1号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第75号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）、議第76号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、議第78号平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係決算、議第79号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第80号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第81号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第82号平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について、以上の9議案を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、慎重に審議いたしました結果、議第68号、議第74号、議第75号、議第76号、議第80号、議第82号については、全員賛成にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。また、議第78号、議第79号、議第81号については、賛成多数にて原案どおり認定すべきものと決しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。

○議長（田中栄太郎君） これより、文教福祉常任委員長の報告に対する質疑を行います。
ご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

次に、環境経済建設常任委員長の報告を求めます。

第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆です。

去る9月7日の本会議におきまして環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案を審査するため、9月20日に本委員会を招集し、委員全員出席のもと、市長をはじめ関係部課長の出席を求め、慎重に審査いたしました。その結果についてご報告いたします。

議第74号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第1号）中、本委員会に付託を受けました関係予算、議第77号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、議第78号平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について本委員会に付託を受けました関係予算、議第83号平成18年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第84号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第85号平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第86号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議第88号平成18年度野洲市水道事業会計決算の認定について、議第89号訴えの提起について、議第90号訴えの提起について、議第91号市道路線の認定及び廃止について、以上予算関係8件、その他3件、合計11件を議題とし、詳細な説明を受け、質疑応答を繰り返し、採決の結果、議第74号、77号、83号、84号、85号、86号、88号、89号、90号及び91号の10議案につきましては、全員賛成にて原案のとおり可決または認定すべきものと決しました。また、議第78号については、賛成多数によって原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上、環境経済建設常任委員会に付託を受けました議案についての審査結果の報告といたします。終わります。

○議長（田中栄太郎君） これより、環境経済建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中栄太郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

それでは、ただいま議題となっております議第68号から議第91号までの各議案について、順次討論及び採決をいたします。

まず、議第68号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第68号野洲市体育・スポーツ振興審議会条例は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第68号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第69号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第69号野洲市まちづくり協働推進センター条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第69号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第70号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第70号野洲市部設置条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第70号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第71号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第71号政治倫理の確立のための野洲市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第71号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第72号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第72号野洲市情報公開条例及び野洲市個人情報保護条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第72号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第73号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第73号野洲市の議会議員及び長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例は、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第73号は総務常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第74号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第74号平成19年度野洲市一般会計補正予算（第1号）は、各常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第74号は各常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第75号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第75号平成19年度野洲市老人保健事業特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第75号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第76号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第76号平成19年度野洲市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第76号は文教福祉常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第77号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第77号平成19年度野洲市下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第77号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第78号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、議第78号平成18年度一般会計歳入歳出決算の認

定について、私は反対討論を行います。まず、討論を行うにあたりまして、この平成18年度の政治と国民の置かれた状況、意識について総括したいと思います。

つまり、このことは先の7月の参議院選挙の結果に象徴的に表れたと思います。ご承知のように先の参議院選挙では、自民党・公明党政権に対する国民の空前の怒りが集中しました。つまり、自民党の歴史的な大敗となっています。このことは、閣僚の政治と金にまつわるスキャンダルなど、個々の問題だけではなく、自民党の基本政治路線である貧困と格差を広げた構造改革路線、また戦後レジームからの脱却を掲げ憲法を改悪しようとした押し付けに、国民はノーの審判を下したのであります。

同時に、大事なことは、このような政治の行き詰まり、矛盾の深まりに対して、それにかわる新しい政治は何かということでは、国民の選択は必ずしも明らかになったわけではありません。選挙結果そのものは自民党・公明党政治の批判票としての受け皿が民主党にはなりましたが、民主党政治そのものが支持された結果でもありません。これはマスコミでも、また民主党自身も認めているところであります。

よって、今、国民の求める新しい政治とは何かについて、国民は模索しております。日本共産党はこのような国民の願いに応え、暮らしと平和を守る政治の実現に頑張るのであります。よって、市長におかれては、こういう状況を念頭に置かれ、この平成18年度の市の行財政、そして一般会計決算を総括されるよう、はじめに求めるものであります。その上に立って、18年度の決算を見たいと思います。

先にも言いましたように、この平成18年度は貧困と格差を拡大した構造改革のもと、小泉元内閣は地方自治と国民生活の破壊、犠牲を進めました。三位一体の改革により、地方自治体財政を脅かし、国民には定率減税を半減、また老年者控除の廃止、公的年金控除の引き下げ、老年者非課税措置の廃止などと共に、社会保障制度の改悪と負担強化を進めてきました。このことにより、国民の貧困と社会格差を増大させました。野洲市でも、近年生活保護や小中学校における就学扶助・援助が急増していることも見ても明らかであります。

このような小泉内閣が進めた構造改革、三位一体の改革に対して、市長は去る7日の本会議の議案質疑では、これらの改革は一定前進したと評価されました。しかし、一方で国の財政再建は地方を圧迫している、市民への影響につながるものが危惧されるとして、今後地方交付税の堅持、財政維持を求めるとも答弁されました。つまり、市長自身、今日の国の財政改革について一定懸念を表明されたのであります。この際、市民の暮らしと市の

財政を守る立場から、一層国に主張すべきは主張されるよう求めるものであります。このように、市長自身も懸念せざるを得ない国の、市民また地方自治体犠牲の政治ではありませんが、市の行財政は市民の暮らしを守る立場で推進しなければなりません。

ところが、18年度を見ますと、必ずしもその立場ではありません。18年度では財政再建と称して行政改革大綱、財政健全化計画あるいは事務事業評価など、相次いでこれらを推進されました。しかし、財政が大変というならば、市民の暮らしを守ることを基本として、無駄な予算の削減や見直しこそ財政再建の基本にすべきだったと思います。ところが、決算を見る限り、そうとはなっていません。

もちろん、18年度は中学校卒業までの医療費を、入院のみでありますが無料化されたことや、中学校給食の実施へ給食センター建設を行い、この9月から実施されたことなどは評価できるものであります。

しかし、一方で、無駄で必要がない、野洲市は負担すべきでないとの多数の市民の意思に反して、新幹線栗東新駅建設負担金を支出されました。この件では、市長自身、十分ご承知ですが、昨年知事選、今年4月の県議選、また7月の参議院選では、市民、県民の意思はその都度明確に示されていたのであります。にも関わらず、この9月議会の答弁でも、過去20年の歴史があるとして、今なお新駅は必要の立場でこれまでの民意に反した推進に対して何ら反省の意思を表明されないことは、極めて遺憾であります。

次に、同和行政に関わる施策と予算も問題であります。本来、これまで言ってきましたように、本市でも長年の成果と到達に立ち、終結しなければならないにも関わらず、法律のあるなしに関わらず必要として、特別対策を継続しています。しかし、このような行政推進は市民の理解を得られるものではなく、公平で民主的な行政からかけ離れています。

この問題では、本議会でも特定の運動団体追随の同和行政のゆがみが明らかにされています。例えば、部落解放同盟機関誌の大量講読の問題もそうでありましたし、また、総務常任委員会でも指摘しましたが、庁舎や総合センターの清掃委託にしましても、地方自治法や本市の契約規則にも規定されていない就労対策という名のもと、非常に高い委託料で、しかも随意契約が行われています。まさにこれは不正常的な行政と言わなければなりませんし、それこそ市が進める財政健全化計画、事務事業評価の方向にも反するものであります。一方、個人施策の問題でも、これも再三指摘しましたが、本市の税条例にも反している固定資産税の減免方式を、この18年度も行っています。

このような財政運営をしながら、一方でこの18年度は高い国民健康保険税の押し付け

や、また介護保険料は大幅な値上げを行い、市民に負担と犠牲を強化されました。本市の介護保険料は極めて高く、県下2番目となっています。これでは市民の暮らしと健康は守れないのではないのでしょうか。

以上、18年度の決算認定について問題点、また課題を述べましたが、市長は市民の暮らし、また本市の財政を守るためにも、国に対して主張すべきことは主張する、同時に限られた財源の中で市民の暮らしを守る行財政運営を推進されるよう求め、反対討論といたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、第22番、荒川泰宏君。

○22番（荒川泰宏君） おはようございます。第22番、荒川泰宏でございます。

私は議第78号平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論を行います。

平成18年度におきましては、景気は消費に弱さが見られたものの、企業部門が好調であったため、現在まで回復基調が続いているところであります。しかしながら、一方で、原油価格の高騰や来年に控えた北京オリンピックの影響による建築資材等の高騰が内外経済に与える影響等の懸念する材料もあり、まだまだ予断を許さない状況にあります。

このような状況の中にあって、国においては地方分権改革が本格化してきており「地方にできることは地方で」の原則に基づき、国から地方への権限移譲と税源移譲が行われており、国の関与の縮減と地方の権限、責任の拡大が図られてきております。

こうした国の地方分権改革の動きは、地方にとりましてはその趣旨は一定の評価はできるものと考えるところであります。実態としては国庫補助負担金や地方交付税の削減など、地方財政を圧迫する内容となっており、真の地方分権改革となっていないのが実態であると考えております。

加えて、これまで国の景気対策に合わせて実施してきた公共事業、あるいは合併関連事業に対し、多額の地方債を発行してきたことによる公債費の増嵩など、経常経費の増加によって財政の硬直化が急激に進み、非常に厳しい財政運営を余儀なくされているのが一般的な傾向であると言えます。

こうした傾向は本市においても同様であり、極めて厳しい財政状況が続いております。一般会計決算の内容をみますと、歳入決算額は203億4,125万8,453円、歳出決算額は198億3,820万3,942円であり、歳入歳出差引額は5億305万4,511円となり、19年度に繰り越すべき財源を除いた実質収支額は4億5,054

万511円の黒字という結果になっております。

しかしながら、この黒字については市債の発行や基金の取り崩しなどにより生まれたものであり、後の年度において負担を残すことから懸念される結果とも言えますが、苦しい財政状況の中にあつて何とか財源確保をしながら遂行していかなければならないという状況下によるものであると理解するところであります。

主な事業といたしましては、旧中主町地域における新たな市民活動の拠点づくりとなるコミュニティセンターの整備、地産地消と食育の推進を考えた学校給食をすべての中学校まで完全実施するための新学校給食センターの整備、障がい者の人たちがスポーツを通じて交流を深め、心身の健康保持や増進を図ることを目的とした障がい者スポーツ施設の整備、市民の生命、財産を守るための洪水、土砂災害及び防災ハザードマップの作成、障がい者や児童、高齢者に対する各種福祉施策の充実、野洲市の将来像を描く総合計画をはじめとする各種計画の策定などに取り組みられました。また、野洲市の進めてきた協働のまちづくりのルール化を図ると共に、市の自治体運営の基本的な理念などを明文化するまちづくり基本条例の制定に向けた取り組みをされた結果、この10月に条例施行となるなど、他の事業についても粛々と遂行され、成果を上げられております。

以上のようなことから、今後も市民の負託に応える事業を展開しながら、行政改革や財政健全化計画を着実に実行し、健全な財政運営に鋭意努力されることを要望し、平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定についての賛成討論といたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、第1番、三和郁子君。

○1番（三和郁子君） おはようございます。1番、三和郁子でございます。

ただいま荒川議員より賛成討論をお聞きいたしました。私もこの18年度の一般会計歳入歳出決算については、大いに評価するところはございますが、あえてこの財政の厳しい中、苦言を申し、そして反対討論をこれから述べさせていただきます。

議第78号平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をいたします。

市長は、従来のような財政運営では平成22年度に財政再建団体への転落を見通し、18年度を初年度とする財政危機回避への足がかりを築くことを至上命題として、平成18年度当初予算を編成しその執行に当たられ、今議会にその決算の承認を求めておられます。

決算書によれば、平成18年度一般会計歳入決算額203億4,125万8,453円、歳出決算額198億3,820万3,942円と示されました。人件費の抑制などによる

削減に効果の跡が認められ、また多少なりとも基金積み立ての実績も伴っており、18年度基金残高見通し15億1,600万円に対し、決算額は17億4,714万円と、若干ながら改善値と受け取れます。地方債元金償還額を見ますと、18年度は17年度とほぼ同額の元金償還をしたにも関わらず、残高は23億4,069万円増加となりました。財政収支比率は1.1ポイント増加し、93.6パーセントと悪化している中で、公債費の負荷はさらに財政への圧迫を高めた結果であり、財政運営の硬直化のリスクは依然として改善されていないと言えます。

このように、18年度決算は功罪相半ばしておりますが、私は行財政運営の基本的な考えや手法において、幾つかの違和感や疑問点が提起されることから、あえて本決算に反対の討論をいたします。

第1は、18年度予算執行にあたって、18年度の財政健全化実行プログラムの設定がなされていなかった点があります。今議会においても質問いたしましたが、改善目標値を設定した年度ごとの改善実行プログラムは、一般質問での答弁のごとく、今日現在策定されていないと認識します。しかし、今議会での18年度決算に関する私の質問に対し、実は内部では改善数値目標を設定していて、目標値に対し達成率98.92%でありましたと報告がありました。内部での設定目標はそれなりに評価できますが、オーソライズされた実行プログラムとしてなぜ事前説明されなかったのか、大きな疑問であり、目標をほぼ100%達成できたと結論されても納得できかねます。詳細な目標値や達成値のデータが提示されていない中で、この決算を検証するすべが私にはありません。

18年度の改善目標値が前もって説明、公開されていない中での極めて高い目標達成率は、目標値を後出ししたのではないかとと言われても仕方がないと言えます。

第2は、新幹線新駅負担金の支出です。

18年度予算執行時点において、もはや建設の進捗が望めない、中止に近い凍結状態に立ち至っている状況は、市民、県民の大多数が認めるどころと認識します。しかし、このような情勢が18年度野洲市一般会計決算に反映されていないことが極めて遺憾であり、同時に大きな違和感、疑問です。それ以外に、配分すべき案件が多々あると考えます。

その代表的案件として、合併当初から学校間の教育の不平等があり、授業にも支障があると行政が認識している中主小学校のコンピューター整備や、子どもたちの学びの場の耐震あるいは老朽化対策が手つかずに近い状況であり、不合理があります。予算決算の根本的な考えにおいて、違和感と疑問を提起せざるを得ません。

新幹線新駅負担金支出の考えは、現在執行中の19年度予算においても実行される様子
がうかがわれ、強く再考を求めさせていただきます。6月議会で私の質問、提言に対し、
市長の答弁では、新幹線の金を使えとか、そういうことは私に任せて下さいと発言されま
した。聞く耳持たずといったようなこの発言に対し、私は心配しております。

第3に、スポーツ振興室には18年度は、現在も同じですが、室長を含め職員3名と嘱
託職員2名が配置されています。その中の嘱託職員2名に対する保健体育費、嘱託職員雇
用費、報酬524万4,800円の決算額に疑問があります。

まず、嘱託職員2名の配置が必要であったのか。また、そのうちの1名は専ら外郭A団
体の事務処理の任に当たっている節があり、不自然な状況と史料されます。本来なら、当
該事務処理は市補助200万円を受けて雇用している社会教育関係団体事務職員2名が事
務処理する形が自然であり、A団体以外の関係団体はその形で事務処理を行っているのが
実情であります。

この事案は、17年6月議会で補助金・委託費交付改革に関する質問の中でお尋ねして
おります。そのときの答弁内容を議事録に忠実に引用して申し上げます。「ある団体のみと
いうか、時間内に動いているということは、やはり公務員法上違反でございますので、そ
れを指導いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います」との答弁をされておられま
す。このような背景を勘案すれば、その整合性に大きな疑問があります。

以上の視点、根拠に基づく極めて重大な疑問、不合理が史料されることから、18年度
一般会計決算の承認に対し、反対の討論といたしますが、最後に財政改善実行プログラム
中、年度ごとの目標が唯一設定されている基金の確保の実績について、繰越可能額の3分
の2以上が財政調整基金へ積み立てられたことは、大いに評価させていただきます。積み
立ては多いに越したことはありません。今は1円でも多く改善財源を捻出し、繰越可能額
の3分の2以上を基金積み立てするという目標を守り、未来を担う子どもたちに少しでも
負の財産を残さない最大限の努力を求め、反対討論といたします。

○議長（田中栄太郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第78号平成18年度野洲市一般会計歳入歳出決算の認定については、各常任委員長の
報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第78号は各常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第79号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） おはようございます。議第79号平成18年度野洲市国民健康保険事業会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成18年度国民健康保険特別会計の決算は、介護保険料の引き上げがありました。増税分は341万円と常任委員会の中で答弁がありました。所得割を100分の1.65から1.68へ、平等割を5,700円から6,100円への引き上げでした。国保における介護保険料も、2000年に創設された当初は、所得割100分の0.74でしたが、今回は100分の1.68、当初からの2倍となっています。平等割は3,600円から6,100円と1.6倍となっています。市民にとっては、毎年国保の医療分や介護保険分が引き上げられ、負担が増大しており、市民の負担は限界に達しております。到底認められるようなものではありません。

さらに、資格証明書の発行は、窓口で全額支払わなければならないため、社会保障の入り口で排除してしまうというものであります。資格証明書は160世帯に発行されています。短期保険証も325世帯に発行されています。大津市では、16年で16世帯、17年で19世帯ということを見れば、野洲市は明らかに社会保障の観点から逸脱しているのではないのでしょうか。国民誰もが平等に医療を受けることにすべきであります。

しかし、今政府が進めているのは、お金のない者は医療を受けることをできなくしてしまうことであります。18年10月から療養病床に入院している70歳以上の方から食費、居住費が保険適用外になり、9万円の負担になりました。対象は約100人とされています。来年4月からは65歳から69歳に拡大されて、13万円を超える負担となります。また、70歳以上の現役並み所得者の窓口負担が2割から3割に引き上げられました。この対象者は90人で約130万円の影響が出ています。来年4月からは70歳から74歳までのすべての人が1割から2割の負担にされようとしています。この2割負担につきましては、参議院選挙で貧困と格差の拡大を押し付ける自民、公明政府に国民はノーの審判を下しました。これを受けて、政府は引き上げの凍結を今言われております。

また、来年4月から75歳からの後期高齢者の保険制度をつくり、現在扶養されている

75歳以上すべての人から年間約6万円の医療保険を年金天引きすることになっています。国保加入者における対象者は3,380人になることが明らかになっています。今議会に後期高齢者医療保険制度の見直しを求める陳情書で、制度の中止、撤回を求めておられます。また、さらに年金天引きについては、65歳以上の国保加入者も国保税と介護保険料をあわせて天引きすることになっております。天井知らずに引き上げられる国保税と介護保険料が年金から自動的に天引きされれば、老後の生活設計が狂うのではないのでしょうか。

さらに、日本経団連が強く求めているのは、保険外診療と医療診療の併用を認める混合診療です。さらに医療費の一定額、例えば外来受診1回1,000円までとかいうように、保険の対象から外し、全額自己負担にするという免責制度の導入も求めています。保険証を持って病院に行けば、重い病気は保険では間に合わない。軽い病気は保険がきかないというような状況になってしまいます。アメリカでは、公的保険は貧困者と高齢者のみで、民間の保険にも入れない無保険の人が国民の17%にもなっています。それを今、日本に導入しようとしています。

国の医療費の占める割合は、GDP比で、日本は7.9%、アメリカは14.6%、ドイツで10.9%、フランスで9.7%、日本は先進諸国30カ国の中で17番目の支出となっております。公的医療保険による窓口の負担の割合は、日本は16.1%、イギリスは2.0%、ドイツは6.0%、フランスは11.2%であります。国民健康保険法第44条を実施し、窓口での医療費の減免を実施すべきであります。

無駄な公共事業の削減や、利益を上げている企業からきちんと税金を取って社会保障に回すべきであります。さらに、アメリカの領土であるグアムに米軍基地を移転する費用を8,800億円負担する。総額3兆円の負担をしようとしております。他国の基地の整備のために税金を投入する国は、同じような軍事同盟を結んでいるところではありません。このようなところに税金を使うのではなく、先進国並みに社会保障に使うべきであります。

憲法第25条の生存権は、すべての国民に保障されたものであり、お金のあるなしで区別されてはなりません。国言いなりの方向でなく、憲法に基づく社会保障制度を国に強く求めるべきであります。地方自治体として、国民犠牲を押し付けている国の防波堤となって、市民のために税金を使うことを求め、反対討論といたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 皆さん、おはようございます。3番、梶山幾世でございます。

ただいま議題となっております議第79号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会

計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

国民健康保険は、これまで国民に良質な医療を提供すると共に、地域住民の健康保持と増進に多大な貢献をしてきたところでありますが、この国民健康保険が世界に誇るべき我が国の国民皆保険制度の基盤を支える重要な役割を担ってきたとも言えます。

しかしながら、近年は少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により、医療費は増加の一途をたどっていることから、全国の医療保険者は厳しい財政運営を迫られ、中でも財政構造的に脆弱な国保は、特に厳しい事業運営を迫られているのが実情であります。

そのため、国民皆保険制度を今後も持続可能な制度として再構築すべく、昨年6月には医療制度改革関連法案が国会で承認され、来年4月にはいよいよ本格的な実施が予定されております。

こうした状況の中で、平成18年度の野洲市国民健康保険事業特別会計の決算を見ますと、全体的には合併2年目にしてようやく落ちつきを見せ、平成18年度は財政調整基金を有効に活用することなどにより、医療費分に係る国保税率を改定することなく、保険制度の大前提である療養給付に支障が出ないよう努力をされていることがうかがえます。全国的に厳しい財政状況にある中では、健全な運営に努められているものと一定の評価をいたします。

特に、歳入では、国保税の現年度分収納率が95.16%と、昨年、一昨年に引き続いて95%を超えており、県下13市の中でも優秀な結果であったと聞いております。13市では2番目、26市町では9番目となっております。収納率向上に向けた担当部署の並々ならぬご苦勞がうかがえます。

また、歳出面を見ても、嘱託のレセプト点検員による診療報酬明細の点検等を実施されており、国保連合会への縦覧点検の委託とあわせて、過誤の発見などに努められると共に、療養給付の面から医療費の適正化に努められております。

また、人間ドック受診者への助成や生活習慣病健診費用の一部負担など、疾病予防の観点からも医療費の適正化に努められております。さらに、平成18年度は保健事業の効果的な実施に向けた医療費分析を実施されるなど、将来的な財政の健全化に向けた担当者の苦勞がうかがえます。

今般の医療制度改革では、特に生活習慣病の予防に重点を置いて、長期的な医療費の適正化を図っていくように伺っていますが、平成18年度決算の内容からは、これらの改革に向けた準備が着々と進められていることがかいま見え、将来の保険財政の安定化に向け

たいろいろな面でのご努力に一定の評価をするものです。

今後も、医療制度改革の中で医療費の適正化や保険税収納率の向上、あるいは保健事業の一層の充実を図る努力を怠ることなく、引き続き健全な運営と良質な医療の提供に努められますことを希望いたしまして、平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計決算に賛成をいたします。

○議長（田中栄太郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第79号平成18年度野洲市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第79号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第80号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第80号平成18年度野洲市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第80号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第81号については、討論通告書が提出されておりますので、順次これを許します。

第16番、野並享子君。

○16番（野並享子君） 議第81号平成18年野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

この介護保険制度というのは、2004年から始まりました。制度のねらいとして、基本理念で4点言われました。第1点目は、介護を社会全体で支える、第2点目は、社会保険方式により給付と負担の関係を明確にし、国民の理解を得られやすくする、第3点目は、利用者の選択により多様なサービスを総合的に受けられるようにする、第4点目は、介護

を医療保険から切り離し、社会的入院の条件整備を図る、この4点が打ち出されました。

介護保険制度が導入されて、これまでヘルパーさんを頼めば、家族が親類や近所から非難されるという旧来の感覚から、保険料を納め1割負担するのだからヘルパーさんもデイサービスもショートステイも当然利用すればいいというようなことで、家族介護の軽減が図られました。これは、介護を社会全体で支えるという理念の第1点目が達成され、先進諸国に近付いたと思います。その当時国が示した第3段階の標準は月2,500円、年間3万円ぐらいの想定でした。野洲市においては、月2,590円、年間3万1,100円からスタートいたしました。

しかし、この6年間で月4,400円、年間5万2,800円と引き上げられ、1.76倍となり、県下2番目に高い保険料になりました。さらに、老年者控除の廃止や年金控除の引き下げなどで、非課税世帯から課税世帯になった方も81世帯となっています。また、これまで本人非課税の第3段階の方で年間4万7,400円の保険料が、5段階の6万6,000円になる方も、当初予算のときは69人でしたが、決算では312人おられ、激変緩和措置があるものの、1万8,600円もふえるということになりました。

これらの引き上げにより、この介護保険特別会計の歳入では7,100万円の増収となり、基金は2,800万円となっています。裏返せば、7,100万円市民の負担がふえたということでもあります。

介護保険は、総額費用の半分は国、県、市町村で賄い、残りを65歳以上の第1号被保険者が17%、40歳から65歳までの第2号被保険者が33%払う仕組みになっています。当然、利用者が多ければ介護費用がふえて、すべてでふえる仕組みとなっています。

大きく言って2つ問題があると思います。1つは、国はこれまでの老健法に比べ、半分の負担しかしていないという大問題であります。

2つ目は、保険料が5段階、利用料は1割負担ということで、応能割でなく応益割になっているということでもあります。そのため、低所得者の負担は過酷であります。しかも、17年10月から入所の食費、居住費が全額自己負担、ホテルコストという形で全額自己負担になり、お金に余裕のある人しか入所できなくなりました。ショートステイの場合も同様であります。

このことを解消するためにも、保険料や利用料の減額、免除制度を市独自でも実施すべきであります。第1段階や第2段階の減免制度をつくるべきであります。また、利用料も一律1割負担でなく、所得に応じて現在の、この当時4段階、今現在は19年度改定さ

れまして5段階となっております。こういったところの状況を減免制度の実施、そしてまた段階を細分化するという事で、低所得者が排除されない状況を確認すべきであります。地方自治体が市民の立場に立って税金を使うべきです。

18年度決算では、同和行政は聖域化され、人件費を含めて2億円ぐらい使われていません。また、新幹線栗東駅への負担金は383万8,000円支出されています。また、議員の報酬引き上げで3,900万円、特別職の引き上げなど、こういうことをやめれば財源はあります。

市民のために税金を使うことを求め、反対討論といたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 10番、田中良隆でございます。

ただいま議題となっております議第81号平成18年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の討論をいたします。

平成18年度本会計の決算は、平成18年度は第3期介護保険事業計画期間の初年度で、大きな制度改革があり、新予防給付に力点が置かれた施策の導入によりまして、歳出では保険給付費で要支援者に対する給付を、支援サービスから介護予防サービスへ転換され、地域支援事業費が新設されました。また、要介護1が要介護1と要支援2に分かれたことなど、各サービス費の変動が比較しにくい状況でございます。

保険給付費全体では、介護報酬の引き下げもあって、対前年度比では0.8%の減となっており、今後の保険料の算定の観点から言えば、保険料を納める側にとってはよい傾向にあると言えるかと思いますが、一方で軽度者に対する福祉用具の貸与基準の厳格化や介護予防費用の月額の設定額化など、利用しにくくなった面もあり、利用者から見れば厳しくなった面もあると思えます。

また、介護報酬問題を全国的に見ますと、報酬の引き下げにより介護職員の待遇が抑制されていることから、職員の転職、離職が進み、事業所の経営に影響が出ているところが少なくございません。介護報酬問題は、厚生労働省も見直しの検討に入っているようですが、利用者の立場とサービス提供側の立場の両方を考え合わせますと、非常に難しい問題でもございます。

一方、歳入では、第1号被保険者の保険料については、平成18年度は保険料の定期的見直しの年度で、その中には負担割合が18%から19%へ引き上げられ、対象経費もこれまでの保険給付費だけから地域支援事業費も加えられ、さらに税制改正による影響もあ

って、対前年度比は17.4%と大きな伸びとなっております。保険給付費と保険料のバランスについては、先ほどの報酬見直し問題があることから、しばらく見守る必要があると考えます。

平成18年度の全体的なサービスの動向を見ますと、リハビリ系のサービスが伸びていることから、新予防給付を含め、維持、改善や予防の観点に立ったサービスの普及が展開されていると考えられます。

よって、これらのサービスなどがさらに進むことによりまして、高齢化が一段と進む中ではございますが、介護を必要としない元気な高齢者が増加することを期待いたしまして、本案の賛成討論といたします。

終わります。

○議長（田中栄太郎君） 以上で討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第81号平成18年度野洲市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（多数起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立多数であります。よって、議第81号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第82号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第82号平成18年度野洲市地域医療振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、文教福祉常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（全員起立）

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第82号は文教福祉常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第83号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第83号平成18年度野洲市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環

環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第83号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第84号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第84号平成18年度野洲市墓地公園事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第84号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第85号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第85号平成18年度野洲市基幹水利施設管理事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第85号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第86号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第86号平成18年度野洲市工業団地等整備事業特別会計歳入歳出決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、議第86号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第87号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 87 号平成 18 年度野洲市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定については、総務常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 87 号は総務常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 88 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 88 号平成 18 年度野洲市水道事業会計決算の認定については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 88 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり認定されました。

次に、議第 89 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 89 号訴えの提起については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 89 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第 90 号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第 90 号訴えの提起については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長（田中栄太郎君） ご着席願います。起立全員であります。よって、議第 90 号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議第91号については、通告による討論はございません。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議第91号市道路線の認定及び廃止については、環境経済建設常任委員長の報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、議第91号は環境経済建設常任委員長の報告のとおり可決されました。

(日程第4)

○議長(田中栄太郎君) 日程第4、意見書第2号地方における道路整備財源と道路予算の確保に関する意見書(案)他2件を一括議題といたします。

それでは、提出者の説明を求めます。

まず、意見書第2号について、第10番、田中良隆君。

○10番(田中良隆君) 10番、田中良隆でございます。

それでは、皆さん方の手元に資料としてお配りしていると思いますが、地方における道路整備財源と道路予算の確保に関する意見書(案)について、ご説明をさせていただきたいと思っております。

もともと、18年度まではガソリン税ですとか自動車税そのものは道路にしか使ったらいかんとあってありましたものを、18年12月の閣議決定で今後の方向が示されまして、20年度から一般財源の方向でと、そんな流れがあります。

そんな中で、地方自治体にとりましては、あっちもこっちもまだまだ直してほしい道がたくさんございますので、こういう意見書を提出するものでございます。

それでは、朗読させていただきます。

道路は、市民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤施設である。また、地域の活性化と安心できるまちづくりを実現するためには、道路を計画的に整備・維持管理することが重要である。

しかしながら、本市内の道路整備水準はいまだ不十分であり、地域の交流と連携を進める国道8号野洲栗東バイパスをはじめ、大津湖南幹線、(仮称)湖南・東近江広域幹線道路や日常生活を支える県道及び市道の整備促進、バリアフリー化、さらには停滞解消による沿道環境保全、交通安全対策、道路防災対策等、計画的かつ緊急的な道路整備の推進が強

く求められているところであり、これらを今後も着実に推進していく必要がある。

こうした中、国においては「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、道路特定財源について一般財源化を前提に見直すこととされたが、本市が真に必要としている道路を着実に整備するためには、地方の実情や意見を踏まえ、道路整備のための財源を安定的に確保することが必要である。

このため、次の事項について特段の配慮がなされるよう強く要望するという事で、具体的に3つ書いておりますが、1、地方が真に必要な道路整備を計画的に進めるため、地方における道路の整備に必要な財源を安定的かつ十分に確保すること。2、道路整備に対する市民のニーズは依然として高いことを踏まえ、平成20年度予算編成におきましては、必要な予算措置を確保すること、3、今後の具体的な道路整備の姿を示す中期的な計画の策定にあたっては、納税者の代表でもある地方議会や地方の行政を担っている地方自治体の意見を十分に反映させること、こういう内容の意見書の案でございます。

議員各位におかれましては、ご理解をいただきまして、ご賛同をいただきますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

終わります。

○議長（田中栄太郎君） 次に、意見書第3号について、第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。本文を朗読して説明とさせていただきます。

「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書（案）。

近年、子どもをはじめ地域住民を巻き込んだ凶悪事件が頻発化しており、防犯に対する国民の関心は高まっています。「民間交番」の設置など、地域住民が自ら防犯活動を行う防犯ボランティア活動も活発化し、昨年末時点で、地域住民による防犯ボランティア団体は全国で3万1,931団体にも上ります。

安全で安心して暮らせる地域社会を築くには、警察の力に加えて住民自らの防犯活動を欠かすことはできません。現在、住民による活動が盛り上がりを見せる中、防犯ボランティア団体の活動を多角的にサポートするための法律制定が強く求められています。

よって、政府におかれては、「犯罪に強いまちづくり」への自発的な取り組みや防犯意識の向上のための活動を、国や自治体が総合的かつ計画的に支援することを責務とする内容を盛り込んだ「地域安全・安心まちづくり推進法」（仮称）を早期に制定し、以下に掲げる施策を積極的に推進されるよう強く要望します。

1、防犯ボランティアが「民間交番」をつくる際に公有地や建物を貸し出したり、賃貸料補助等の財政支援を行うなど、防犯拠点を整備するための「地域安全安心ステーションモデル事業」を全国2,000カ所へとふやすこと。

2、子どもの安全確保へ、スクールガードリーダー（地域学校安全指導員）等の配置を進め、公園、駅など多くの地域住民が利用する場所に子ども用の緊急通報装置の設置を促進すること。

3、自治体に防犯担当窓口の設置を促進するなど、地域住民と自治体が地域の安全のために協力しやすい環境整備を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） 次に、意見書第4号について、第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。本文を朗読して説明といたします。

いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書（案）。

教育現場では、いじめや不登校の問題が深刻です。

いじめの発生件数は、報告されているだけでも小・中・高等学校数全体の約2割に当たる2万件を超え（平成17年度）、各地で深刻ないじめが発生し続けています。いじめを苦にした児童・生徒の自殺が相次いだ昨秋以降、改めていじめ問題に大きな関心が集まり、文部科学省の「子どもを守り育てる体制づくりのための有識者会議」でも議論され、今年春には教師や保護者、地域の大人たちに向けた提言をまとめ、教師向けの「いじめ対策Q&A」も含めて全国に配付されました。

一方、不登校は主に小・中学校で深刻化しており、文科省の調査（平成17年度）によれば、小学校で0.32%（317人に1人）、中学校では2.75%（36人に1人、1学級に1人の割合）と、学年が上がるにつれて増加する傾向にあります。

いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちに、どう手を差し伸べてあげるのか。各地でさまざま試みがなされていますが、現場で効果を上げているものも参考にしながら、具体的な施策を可及的速やかに実施すべきです。

よって、政府におかれましては、子どもたちの笑顔と希望があふれる教育環境づくりのために、下記の事項について実現を強く要望します。

1、いじめレスキュー隊（仮称）の設置の推進。第三者機関によるいじめレスキュー隊（仮称）は、子どもや親などからのSOSに瞬時に対応し、まず「いじめられている子」

を守り、孤独感、疎外感から解放、その後学校関係者といじめる側、いじめられる側との仲立ちをしつつ、最終的には子ども同士の間人間関係、きずなの回復を図ることを目的とする。

2、「ほっとステーション」（仮称）づくり。NPO法人による不登校のためのフリースクールなどを活用して、地域の中に子どもが安心できる居場所として「ほっとステーション」（仮称）を設置。そこへ通うことを授業出席と認定する仕組みをつくる。さらに「ほっとステーション」から学校へと戻れるようにする。

3、「メンタルフレンド制度」の実施。教員志望の学生等を家庭や学校に派遣する「メンタルフレンド制度」は、子どものよき話し相手・相談相手となることで、子どもたちに安心感を与え、子どもたちの人間関係修復にも役立つなど効果を上げており、同制度を全国で実施するようにする。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

どうかよろしく願いいたします。

○議長（田中栄太郎君） これよりただいま議題となっております意見書3件について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

（質疑の申し出あり）

○議長（田中栄太郎君） 暫時休憩いたします。再開は後ほど連絡いたします。

（午前10時32分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（田中栄太郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、3本の意見書について質疑を行います。

はじめに、意見書第2号地方における道路整備と道路予算の確保に関する意見書（案）についてであります。

意見書（案）にも書かれてありますように、生活道路の整備や交通安全対策の充実など、とりわけ野洲市と関わってみましても、これが早期に推進されることには異論があるわけではありません。

しかし、問題はその進め方であります。道路整備は長年道路特定財源制度として推進さ

れていました。しかし、その推進は今日では年間約7兆円と言われる財源を、例えばこれまで本四架橋の建設や高速道路網、また高規格道路整備など、無駄な大型公共事業として使われてきた側面があります。また、中央官僚と道路族議員、さらにはゼネコンなどの利権、利害の象徴的な財源ともなり、政治をゆがめてきた側面もあります。

一方で、このような巨額の予算がありながら、国民が望む地方道路の整備や交通安全対策など、地方自治体と住民が求める予算、財源とならなかった歴史的経過があります。だからこそ、小泉自民党内閣ですら、特定財源制度から一般財源化を進めようとしたものがあります。

そこで、1点目に、今述べましたこれらの実態と歴史的経過から見まして、本意見書(案)は道路財源を引き続き特定財源の中で求めようとしているのかどうか。

2点目に、だとすれば、本当にこのような進め方で意見書(案)に書かれているような地方自治体が望む、すなわち本市が求める市道の整備や環境保全、交通安全対策、また防災対策を含む道路整備が進むと考えておられるのかをお聞きしたいと思います。

2点目に、意見書第3号「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書(案)についてお聞きいたします。

今日、子どもを取り巻く犯罪、事件は後を絶たず、子どもの安全対策の充実、強化は当然のこと緊急の課題であると認識しております。基本的には、犯罪・防犯の取り組みは行政の課題ではありますが、地域の住民の皆さんがボランティアとして自ら取り組む活動は今日高まりを見せています。

このことは、野洲市でも各団体、あるいは個人の立場で積極的な取り組みが行われ、敬意を表する活動であります。

このような中で、意見書(案)にも書かれているように、地域住民による自主防犯活動を支援、活性化するとして、平成17年度から警察庁による「地域安全安心ステーションモデル事業」が実施されています。このモデル事業は、住民が自主的に管理、運営する施設で、なおかつ防犯活動の拠点として機能できる施設を「地域安全安心ステーション」と位置付け、自主防犯活動を支援するというものであります。具体的な支援としては、防犯グッズの無償貸し付け、あるいは地元警察による地域安全情報の提供、防犯講習、防犯訓練の実施の支援などがあります。

それはそれで結構であります。この事業について懸念が出ております。

そこで1点目に、この事業では、モデル団体への支援と共に、一方ではこのモデル団体

に対して3点の責務事項が規定されています。この規定は、団体の活動計画、及び活動報告が義務付けられています。つまり、単なる地域安全パトロールの実施回数などの報告だけではなく、団体が活動の中で知り得た個人情報、プライバシーまで報告しなければならないという懸念があります。このような報告義務と懸念について、どのように認識されているのか。個人情報、プライバシーが守られる保障があるのかどうかであります。

2点目には、ボランティア団体の支援と言いながら、このような責務規定で縛り付けられれば、民間ボランティアの名を借りた警察署の下請機関となってしまうのではないかという問題があります。

文字どおり民間ボランティアの自主的活動を保障、支援する立場から、以上の2件を質問するものであります。

次に、意見書第4号いじめ・不登校のための施策を求める意見書（案）についてであります。

これも意見書（案）に書かれていますが、いじめ・不登校問題は、単に教育現場の問題のみならず、いまや社会的問題であります。

よって、いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちにどう手を差し伸べるのか、また、子どもたちが健やかに成長するために、希望ある教育環境をどうつくるのかは、あらゆる機関、団体が取り組むことは、それはそれで必要であります。

そこで、いじめ問題の解決は、子どもと教師集団、そして保護者と地域の連携の中での解決が基本と考えます。この点から考えますと、意見書（案）の第2点目、ほっとステーションづくり及び第3点目のメンタルフレンド制度の実施については、それはそれで結構だと思います。

しかし、1点目のいじめレスキュー隊の設置推進については、問題があると思います。意見書（案）では、第三者機関のレスキュー隊が、子どもや親のSOSに瞬時に対応し、子どもを守りながら、学校関係者といじめる側といじめられる側との仲立ちをする、そして解決へ導くとしている。つまり、第三者機関がいじめ問題に介入するというものであります。

そこで、1点目に、そもそも教育現場で起こるいじめ問題の対応は、教育現場の子どもと教師集団が行うものと考えます。つまり、解決の基本は教育的配慮のもと進めるものであります。よって、第三者機関の介入は問題の対応、解決を一層複雑にするだけで、本来の解決方法とはかけ離れているのではないかと考えます。これについての考えをお聞きい

たします。

2点目に、その関係で子どものいじめを察知した保護者は、教育現場の教師ではなくレスキュー隊に通報する制度になるのか。これでは、先ほど言いました教育的配慮に基づく解決ができないとも考えますので、この点について見解をお聞きいたします。

3点目に、レスキュー隊がいじめる側といじめられる側との仲立ちと言いますが、複雑かつ微妙ないじめ事象は、いじめ実態調査でも約4割の子ども、当事者が、いじめる側といじめられる側の両方を経験しております。このように、より子どもを中心に対応しなければならない複雑ないじめ問題で、第三者機関にそのようなことが対応できるのかお聞きいたします。

4点目に、あえて言うなら、教育現場で対応するのを基本にしながら、地域との連携はあったとしても、第三者機関が中心的存在になるのは、私は適切でないと考えますが、どのようなものなのかをお聞きいたします。

5点目に、以上述べましたように、この第三者機関の設置は、このような制度の実施に、現在全国的に教師や教育現場で疑問と不安が出ています。このようなことを認識されているのかどうかについてお聞きしたいと思います。

以上、3意見書（案）についてお聞きいたします。

○議長（田中栄太郎君） 第10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） ただいま小菅議員から質問をいただきました。

2点あったと思いますが、1点目、特定財源の中で道路予算をもとめようとしているのかという基本の問題でございます。当然、小菅議員も十分ご承知の上での質問でありますので、どのように答えていいのかしゃべりにくいわけですが、いわゆる道路整備の特別会計が、今年度はそういう方向になって、18年度でいわゆる特定財源についてガソリン税云々というのは、もうそれしか使っちゃいかんというのは、既に20年度からはそういう基本方針はなくなる方向で進んでおります。

先ほど申しました12月8日の閣議決定の中でそういう文書が出ておりますし、中身を言いますと、税金の全額を毎年度の予算で道路整備に充てることを義務付けている現在の仕組みはこれを改めることとし、20年の通常国会において所要の法改正を行うという、去年の12月8日の閣議決定の内容がございます。

そんな中で、特定財源の中で道路予算を求めようとしているのかという質問でございますが、基本的には、これは違うわけでございます。ただ、先ほど、反抗するわけではない

のですが、7兆円云々という話が小菅議員の中からありましたが、19年度予算での道路関係予算につきましては3兆4,000億でございます。収入の内訳はガソリンが大方8割、それと自動車の重量税とか、そんなものをあわせて3兆4,000億という内容でございます。

先ほど私が提案しました意見書につきましては、そういうこれからの流れを踏まえて、今よりも道路予算を減らさないでいただきたい、そういう方向の政策をとっていただきたいと、新しい福田総理にお願いをしようという、意見書を出そうという、そういう流れでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それと、2つ目に、小菅さんの質問では、「だとすれば」という前提がありますので、これについては特別答えない方が筋が通るのかなという気がしますが、道路予算が確実に確保できましたら、来年度20年度に100%野洲市の要望がかなうわけではもちろんございませんが、順次整備が行われていくものと期待をしておるところでございます。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 第3番、梶山幾世君。

○3番（梶山幾世君） 3番、梶山幾世でございます。

今、共産党の小菅議員の方から質問が出ました。この「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書（案）に対して、特に小菅議員の方からは、報告を義務付けられている内容について、個人情報、プライバシーまで報告しなければならない懸念があるが、このようなことについて認識しているのかというご質問が1点ありました。

今回の法律の目的は、先ほども述べておりましたように、地域住民等による安全で安心して暮らせるまちづくりをしていって、犯罪からいろんな方を守っていこうという、安心して野洲市の中で、国の中でもそうですけれども、住んでいただけるように施策を推進していこうというものでございます。

実際にデータを見ますと、現在団体数は全国で3万1,931団体あります。平成17年末現在の1万9,515団体に比べると、約1.6倍になっております。この防犯ボランティアの団体数なのですけれども、町内会、自治会による団体が1万6,969団体で53.1%を占めております。その他の住民による団体は5,628団体で17.6%、また子どもの保護者による団体が4,987団体で15.6%となっており、特に子どもの保護者による団体は、平成17年末現在2,762団体に比べて約1.8倍と増加をいたしております。構成員数は、197万9,465人を把握しており、平成17年末現在

では119万4,011人で、それと比較すると約1.7倍になっております。

主な活動内容といたしましては、徒歩による防犯パトロール、これが2万6,671団体で83.5%、通学路における子どもの保護、誘導が2万4,000団体で75.2%となっております。活動拠点の状況といたしましては、全体で2万5,069団体、78.5%に当たりますが、場所別に見ると、町内会、自治会の集会所を拠点にしている団体が1万635団体で42.4%、公民館を拠点にしている団体が3,886団体で15.5%となっております。

この支援状況は、警察との合同活動を実施している団体が1万3,555団体で42.5%、防犯協会との合同活動を実施している団体が7,051団体、22.1%、自治体との合同活動を実施している団体が3,394団体で10.6%、またこういう団体に対する研修といたしましては、警察による研修を受けている団体が1万1,279団体、35.4%、防犯協会による研修を受けている団体が4,675団体、14.6%、自治体による研修を受けている団体が4,099団体、12.8%となっております。

その中で、全国が3万1,931団体ある中で、滋賀県は平成15年12月31日で21団体の方が団体ボランティアとしてされておりましたが、平成18年12月31日現在では159団体に取り組まれているのが現状でございます。

このような結果を見てみましても、小菅議員がおっしゃっているプライバシーの問題とか、そういう問題は余り心配することはないというふうに私は認識するところでございます。やはり、今回の法律はこういったボランティア団体が一生懸命取り組んで下さっていることに、法律化してサポートしていくということですので、そういう心配よりも積極的に地域のボランティア団体を募りながら、一人でも多くの方がこういう団体に参加していただき、地域ぐるみで、また学校の保護者ぐるみでいろんな方と協働してこういう安全安心のまちづくりをしていくことは、ますます重要になってくると思いますので、私は1点目の小菅議員が質問されているような問題はないと認識いたします。

2点目の警察の下請にならないかということですが、下請というよりも警察と協力しながら行っていく、また、警察のアドバイスをいただきながら一緒にやっていくというのがこの防犯ボランティア団体だと思いますし、警察からの研修も受けて取り組んでおられますので、下請というふうにとらえるのはちょっと考えが違うのではないかと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（田中栄太郎君） 第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 2番、矢野隆行でございます。小菅議員のご質問にお答えいたします。

子どもの育成に力を注いできました公明党といたしましては、今まで次のような形で取り組んでまいりました。

教育の目的は人格の完成と子どもの幸福にあるとの観点から、公明党はこれまで子どもたちの豊かな情緒や創造力を育むための「読み聞かせ運動」(平成12年1月取り組み開始)、朝の10分読書運動(平成12年1月取り組み開始)、そして子どもたちの健全な育成を願い提唱した「食育の推進」(平成17年度取り組み開始)など、具体的な運動として取り組んでまいりました。

おかげさまで、こうした活動は全国に広がり、未来を担う子どもたちの人格形成に大きく寄与してきました。

しかし、現場からの叫びといたしまして、いじめや不登校、教育格差といった問題がクローズアップされると共に、教育現場や生活現場から発せられる叫びにも似た声が、我が党にも寄せられております。

このような悲惨な声を真摯に受けとめ、国民の苦しみを希望へと変えてきたのが公明党でもあります。党教育改革推進本部では、昨年11月以来、子どもや教師との意見交換をはじめ、積極的に対策に取り組んでいる自治体への視察、地方議員からの意見の聴取などを精力的に行ってまいりました。

こうした現場の知恵に学びつつ、今苦しんでいる人にどう対応すべきかという視点から、緊急性の高い対策に絞り、「緊急提言・現場からの教育改革－希望が持てる教育へ－」をまとめました。この中で、成功例としてこれまで報告されている各地の取り組みを提示しており、今後、この提言をもとに、国をはじめ地方自治体などに対する政策提言や党独自の運動として展開しながら、子どもたちも親も教師も笑顔と希望にあふれるような教育環境づくりに全力で取り組んでまいりたいと思っております。

そこで、いじめに立ち向かう強いきずなづくり。こうしたいじめの連鎖を断ち切るには、いじめを根絶するという強い意思を持つこと、孤独感を解消すること、人間関係の修復、温かい眼差しを注ぐことが最も重要と言えます。言いかえると、他を思いやる心、いわゆるきずなを結び付け、人間関係の軋轢を修復するしかありません。このようなきずなを結ぶことをサポートする取り組みが必要であります。

そこで、いじめレスキュー隊であります。いじめの多くは「靴がなくなった」「休み時間にも一人」「休みがち」などの予兆があります。また、いじめる側にも粗暴だったり、人間関係がうまくつけれないなど、共通の問題点を抱えていることが少なくありません。そこで、こうしたいじめサインを早期に発見するため、教師をはじめとする学校関係者、保護者、あるいは地域の協力者などが日常の中のサインを見つける点検運動を行い、情報を共有することが重要です。サイン事例は学校単位で作成しますが、いじめが発見された場合、いじめレスキュー隊と関係者が相談しつつ問題の解決を図る仕組みをつくるべきだと考えております。

教員の事務作業を削減する、ふれあい時間を確保したいとの思いで、煩多な事務作業により子どもたちとふれあう時間が持てないという教員の声が絶えません。そこで、まず国や地方自治体、教育委員会などに関わる事務作業を思い切り削減しなければなりません。また教員OBや教職を目指す学生による教育サポート、さらに学校事務職員の増員などを図ることで、教員が教育活動に専念できる、人間同士のふれあいによる人格形成ができる環境づくりが不可欠であります。

いじめ撲滅へ向けて、「君を守り隊」「オレンジリボンキャンペーン」「いじめをなくす委員会」など、児童・生徒が自発的に取り組んでいる中学校や小学校があります。いじめをなくすためには、こうした取り組みこそ最も重要であり、他人への思いやりを育てるといった教育的効果も期待できます。このサポートには、教員の他いじめレスキュー隊など第三者も関わることで取り組みが広がると考えております。

小菅議員の1点から5点までの心配もありますけれども、こういった形でもいじめ撲滅への取り組みをしたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上であります。

○議長（田中栄太郎君） 第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） 再度確認も含めて質問したいと思います。

意見書第2号であります。田中議員も答弁されましたように、12月8日の閣議決定に基づきまして、これまでとは違った国の方向があるのは事実であります。その中で、先ほどの答弁を聞きますと、そういう流れを含めてこれまでの予算が減らされないように求める云々と言われましたが、そこは言われましたが、いま一步明確な答弁がなかったと思うのですが、先ほど質問しましたように、これまでの長年の道路特定財源制度の中での弊害、何だかんだ言いながら大型公共事業、高規格道路、あるいは高速道路、またさかの

ばれば本四架橋建設など、そういうことが利権、利害の象徴的な財源とも相まって使用され、一方で地方が求める道路整備ができなかった。そこが最大のこの間の問題でありまして、だから改めてもう一度お聞きしたいのでありますが、先ほどの答弁でよくわからなかったのは、明確にこの意見書はこれまでの弊害を反省して一般財源化を求めているのかどうか。さっき言いましたように、先ほどの答弁では不明でしたので、改めて真意をお聞きしたいと思います。

次に、意見書第3号であります。これもはじめに言いましたように、私自身も今日の防犯対策の中で地域の住民の皆さんがボランティアとして取り組む活動は、当然のこと大いに評価しておりますし、同時に敬意を表しているものであります。だから、この意見書そのものの全体として否定する立場ではありません。

その中で、先ほど言いましたように、まさに基本的に原則として民間ボランティアの自主的活動が保障されるのか、あるいは支援されるのか、そういう立場から質問したものでありまして、1点目に質問しましたように、梶山議員はそういうプライバシー、個人情報報告を報告しなければならない懸念があるについて、そのような心配はないと言われましたが、もちろん民間ボランティアが、このモデル事業があろうがなかろうが、犯罪に関わる情報は当然警察も含めて通報しなければならないと思いますが、多くの場合犯罪であるかないか、あるいは微妙な家族における個人に関わる問題等も、こういう中で知れるのですね。そういうことも含めて、情報提供を警察に対して行わなければならないという懸念が今表明されているのですね。

結論的には、先ほど言いましたように、私自身はこの法律の推進を否定するものではありませんので、今後の問題としてはこういう民間ボランティアの自主的活動を保障する、支援するのは行政側の問題が大きいと思いますので、行政自身が、先ほど私が言った指摘に対して十分配慮して推進されるよう、これは質問というよりか私の意見表明としておきます。

次に、意見書第4号いじめ・不登校のための施策を求める意見書（案）についてであります。この意見書の最大の問題は、先ほど言いましたように1点目の問題でありまして、私はあくまで教育現場で起こった問題は教育現場で解決する、同時に教育的配慮で解決を行うというのが大原則だと思うのです。それが教育関係者の責務であります。それが大原則。それを踏まえて、必要なのは先ほどの答弁では、いじめ問題の解決に関係者と相談する、地域を含めて相談すると言われましたが、同時に教育現場における教師等の仕事、

事務作業を減らす意味からもこういう制度がいいのではないかと言われましたが、私自身は、これもはじめに言いましたように、地域との問題解決へ、連携ということはありませんが、教育現場で起こった問題は教育的配慮で解決するのが、これは原則なのですね。にも関わらず、これも先ほど言いましたように、とりわけいじめ問題で統計も明らかにして言いましたが、約4割の子どもが同じ問題でいじめる側といじめられる側とすぐ逆転する。そういう微妙な問題で、第三者機関が介入して本当に解決になるのかどうか。その辺が疑問なのですが、その辺についての答弁、先ほど一般論としては言われましたが、いまひとつ見えてこなかったもので、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（田中栄太郎君） 10番、田中良隆君。

○10番（田中良隆君） 小菅議員の再度の質問ですが、一般財源化を認めるのか認めないのかという、その辺に本質があったように思います。ご存知のように、18年度末でも既に特定財源が問題になりました道路整備特別会計法というのは廃止されまして、19年度につきましては、特別会計に関する法律ということで暫定的な取り組みがなされて、20年度以降については新しく特別会計に関する法律というのもできまして、社会資本整備事業特別会計道路整備勘定という、道路整備の特別会計以外にも空港でありますとか、港でありますとか、5つのそういう特別会計が、道路整備につきましては1つの勘定科目という位置付けで会計処理がなされようとしております。

その中で、一般財源化を認めるのか否かという質問につきましては、ちょうど先ほども18年12月の閣議決定の内容を申し上げましたが、その中に1つございます。毎年度の予算において、道路歳出を上回る税収は一般財源とするという閣議決定がなされておりますので、そういう意味ではもう既に一般財源化はしておるといふ、そういう認識をしております。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） 第2番、矢野隆行君。

○2番（矢野隆行君） 小菅議員の再質問にお答えいたします。

いじめレスキュー隊というのは仮称で、これからの取り組みであります。不都合な点もかなり出るとは思いますが、成功例を一例挙げますと、不登校をつくらない安心サポート体制、何でも話せるお兄さん、お姉さんという形で、一緒に学び、遊ぶよき兄、姉の存在は子どもたちに安心感を与えます。また、いじめに遭ったり不登校傾向にある子どものよき話し相手、相談相手となることで、子どもたちの人間関係を修復する役割も期待

できます。そのため、教員志望の学生等を家庭や学校に派遣する「メンタルフレンド制度」など効果を上げております。取り組みは全国展開をしつつあります。また、教員OBを子どもや親の悩みを聞く「子どもと親の相談員」として活用し、子どもや親の相談体制を整えることも重要であります。

このメンタルフレンド制度は、心理や教育関係の学科に通う大学生などを、学校や家庭などに派遣し、子どもや保護者を支援する取り組みであります。メンタルフレンド制度の活用により、子どもの学習意欲や自信の回復、コミュニケーションを図ることで子どもの心理的負担を軽減する。滋賀県では、平成13年度からメンタルフレンド事業として実施、教師を目指す大学生を県内の小学校や適応指導教室、家庭に派遣し、不登校児童とふれあう活動を展開しております。大学生を不登校児童の相談相手として家庭や学校など派遣し、大きな成果を上げております。

滋賀県のスクーリング・ケアサポーター事業を、このほど公明党といたしましては、浜四津代行、山本かなえ参議院議員と共に同事業を提案した梅村県会議員が現場を視察しております。

この中で、3年生の算数の時間。「わかるかな、これは時間の単位だよ」と担任の声が教室に響く。「そうそう、そうだね、すごいね」、ケアサポーターの山本絵理さん（平安女学院4年生）が生徒に優しく声をかける。うれしそうにはにかむ生徒。山本さんが、この滋賀県栗東市立大宝東小学校のケアサポーターになったのは今年の1月。それから週1回小学校に通い、欠席が目立ったり、ひきこもりがちな生徒が登校したときなど、相談室で勉強を見たり、話し相手になったりしてきました。一般の児童ともすっかり仲よしになり、休み時間には子どもたちが「絵理先生」と言って駆け寄ってきます。相間校長も「生徒の顔も段々明るくなって、親からも親しまれている。週1回では足りないぐらいです」と話します。

この滋賀県のスクーリング・ケアサポーター事業は、小学校の不登校児童の相談相手として大学生を児童の家庭や学校、学校への復帰を促すための適応指導教室などに派遣するものであり、費用の半分を県が、残り半分を市町村が見るものであります。

滋賀県がスクーリング・ケアサポーターの前進であるメンタルフレンド事業を3年間の試験事業としてスタートさせたのは6年前の2001年。きっかけは先ほど申しました梅村議員が市民相談の中でひきこもりの児童の相談相手として大学生を紹介したところ、状況が好転したことから、大学生のお兄さん、お姉さんとして、教育の現場でケアが必要な

子どもたちに接したら効果が出るはずだとのことで、県の教育委員会に提案したことから始まったものであります。

初年度は、研修を受けた大学生25人を要請があった11市町村へ延べ1,027回派遣、授業の最終年度の2003年度は50人の学生を延べ1,500回派遣した。その結果、2003年度は担当した104人の児童のうち、欠席が減った、適応指導教室に行くようになったなど、79人の児童の状況に好転が見られ、さらに教室に行けなかった児童69人のうち、実に半数以上の37人が教室登校ができるまでに改善した。

こうした成果に、県は2004年度から正式にスクーリング・ケアサポーター事業として立ち上げ、予算も大幅に増額、2004年度は77名の大学生を延べ2,500回、2005年、2006年度は80人以上の大学生を延べ4,000回ずつ派遣した。その結果、昨年度はケアサポーターが関わった311人の児童のうち9割以上の286人に好転が見られ、教室に行けなかった152人の児童のうち、4割近い58人が教室に行けるようになった。ケアを受けた児童からも、先生に言えないことを気軽に話せる、ケアサポーターがそばにいと教室に入れたり、皆と遊んだりできるなど、好意的な反響が寄せられております。

もう、いじめは地域の皆さん全員で考えるときとなっております。学校だけが教育をする時代ではないと私は考えますけれども、これを答弁いたします。

以上です。

○議長（田中栄太郎君） これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております意見書3件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田中栄太郎君） ご異議なしと認めます。よって、意見書3件については委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論通告書が提出されておりますので、これを許します。

第17番、小菅六雄君。

○17番（小菅六雄君） それでは、提案されております3案について、2点について反対討論を行います。

まず1点目に、意見書第2号地方における道路整備財源と道路予算の確保に関する意見

書（案）についての反対討論であります。

意見書（案）にも書かれておりますように、道路は市民の日常生活や経済・社会活動を支える最も基礎的な社会基盤である、また地域の活性化と安心できるまちづくりを実現するためには、道路を計画的に整備、維持管理することは重要であると述べられております。また、本市においても、日常生活を支える県道及び市道の整備促進、バリアフリー化、環境保全、交通安全対策、防災対策などのためにも道路整備が必要と書かれております。このことについては、それは認めるところであります。

しかし、問題はその推進のために国の道路特定財源を一般財源化へ見直しすることに対して、先ほどの答弁では、国の方向はそうである旨の答弁をされましたが、意見書（案）のそのものの真意については明確に答弁がなかったように思います。ですから、引き続き特定財源を求める方向とも感じるものでありまして、これでは結局のところ地方の道路整備や安全対策は進まないものと考えます。

道路特定財源制度の歴史的経過を見ますと、大部分を占めます揮発油税は、もともと市税やたばこ税などと同じように間接税の一つで、使い道を特定しない一般財源でした。これに対して、道路整備の財源等に関する臨時措置法が成立し、その後道路整備5カ年計画で、揮発油税の税収入相当額を国の負担金・補助金に充てなければならぬとしました。これが道路特定財源の始まりであります。そして今日、道路特定財源は巨額に膨らんでいきます。つまり、はじめに税収ありきですから、毎年の道路特定財源を使い切るために、ご承知のように本四架橋や高速道路、高規格道路など、無駄な大型公共事業も特定財源化の中でつくられてきました。

だからこそ、先ほど言いましたように、小泉元首相ですら一般財源化を掲げたのであります。しかし、自民党内の道路族や自動車業界などの反発により先送りされてきた経過があります。そして、小泉改革の継承を掲げた安倍前首相は内閣発足の所信表明で、特定財源については現行の税率を維持しつつ、一般財源化を前提に見直しを行い、納税者の理解を得ながら年内に具体案をまとめると表明していました。

安倍前首相は、経済財政諮問会議で、特定財源を決して聖域にしないと、自動車重量税だけでなく、特定財源の約8割を占める揮発油税部分も一般財源化する決意を示しました。このとき塩崎元官房長官は、道路特定財源の見直しは改革の試金石と述べて主導しました。

このような経過の中で、私ども日本共産党は従来から一貫してこうした道路特定財源の

一般財源化を主張し、生活密着型の公共事業や社会保障制度の財源にも使えるようにすべきと主張してまいりました。もちろん、一般生活道路の建設や整備が引き続き必要なことは言うまでもありません。だから、今大切なことは、国民にとって本当に必要な事業に優先順位を付け進めるべきであります。

同じ公共事業でも、大型開発の浪費から、福祉、防災、環境、住宅など、生活密着型の公共事業に使い方を転換させることが大切であります。そうすれば、こうした公共事業のため、中小企業の受注も格段にふえ、景気対策にもつながります。

以上、経過も含めて述べましたが、本意見書（案）が、先ほどの答弁をお聞きする限り、引き続き道路特定財源を道路建設の財源とすることを前提にしていると考えるものでありまして、賛同できないものでありますので、反対討論といたします。

2点目に、意見書4号いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書（案）についての反対討論を行います。

いじめ・不登校対策のための問題については、意見書（案）にも書かれていますが、今日この問題は単に教育現場のみならず、社会全体の問題と言わなければなりません。よって、いじめや不登校で苦しんでいる子どもたちにどう手を差し伸べるか、また子どもたちが健やかに成長するための教育環境をどうつくるかは、あらゆる機関、団体が総合的に取り組むことは言うまでもありません。

本来、いじめ・不登校は学校の教育現場で教師と保護者が連携して取り組むこと、また教育委員会自身が教育現場と教師の自主性を尊重しながら、子どもの立場に立ったいじめ・不登校問題に取り組むことが必要だと思います。

ところが、本意見書（案）全体を貫く基調は、これら学校、教育委員会とは別に、第三者機関を中心に対策をとろうという主張であります。具体的には、先ほど言いましたように意見書（案）の第1におきましては、レスキュー隊の設置を提案しています。その中身は第三者機関であるいじめレスキュー隊が、子どもや親のSOSに瞬時に対応、その後学校関係者との仲立ちを行うというものであります。

一見、もっとものような主張に見えますが、再三言っていますように、教育現場におけるいじめ問題に、第三者機関による介入はかえっていじめ問題の取り組みと解決を一層複雑にし、解決に困難をもたらすものであります。つまり、学校現場、教育現場における問題は、他の社会問題とは異なり、子どもの成長と諸問題の解決へ教育現場で教育的に解決することを基本に置くべきものと考えます。

全国的にこのような第三者機関による対策強化について、教育現場、つまり学校の先生方、また教育関係者から、不安と疑問が広がっています。これでは解決にほど遠いという不安と疑問であります。

問題の大きな2点目は、もちろんいじめ問題には固有の問題があり、この固有の問題、事例の解決に取り組まなければなりません。今必要なことは、子どもの健やかな成長と学力を保障する教育環境を大人社会と政治の責任でつくり上げていくことこそ根本的に必要であります。日常の授業や学校生活の中で、子どもの人権と尊厳を尊重するものでなくてはなりませんし、子どもが健全な市民道徳を身に付ける教育環境も必要であります。同時に、すべての子どもの学力向上を保障する教育を推進する必要があります。それが、いじめ問題も含めた根本的な対策だと思います。

そして、問題の基本には、これまでの競争教育や管理教育があると思います。このような教育を正し、子どもの成長を大切にする教育環境の実現こそが、いじめ問題の解決に求められているものであります。また、文科省が教師にいじめを見ないように仕向ける、今文科省が進めている「いじめを5年で半減する」という方針がありますが、いじめそのものを単に数値目標としか見ない押し付けもやめることであります。

このような問題がありますが、同時に政府はこうした問題にまともに目を配らず、一層教育をゆがめ、教育現場に国家介入を強めようとしています。

この4月に学校の序列化につながる全国一斉学力テストの実施、また義務教育の目標に愛国心を持ち込むこと、教員への統制強化、教育委員会に対する文科大臣の権限介入強化など、このような教育推進では、いじめ根絶どころか、ゆがんだ教育、非民主的教育を一層推進するだけであります。

以上、現実対応の問題と根本対応の問題を述べましたが、再三言っていますように、いじめ問題の対策と解決の基本は教育現場が教育的配慮のもと行うこと、これが教育関係者の責務であります。また、より根本的な解決は競争教育、管理教育を正し、子どもの健やかな成長と市民道徳を養う民主教育の推進、さらにはどの子どもにも学力を高める教育環境の実現を図ることこそ、根本解決につながるものと考えらるものでありまして、よって本意見書（案）には反対するものであります。

○議長（田中栄太郎君） これをもって討論を終結いたします。これより順次採決いたします。

お諮りいたします。

意見書第2号地方における道路整備財源と道路予算の確保に関する意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第2号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第3号「地域安全・安心まちづくり推進法」の早期制定を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書第4号いじめ・不登校対策のための施策を求める意見書(案)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多数起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立多数であります。よって、意見書第4号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書につきましては、その条項、字句等整理を要するものについては本職に一任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、条項、字句等整理を要するものについては本職に一任することに決しました。

なお、意見書は本職により直ちに関係機関に提出いたします。

暫時休憩いたします。再開は後ほど連絡いたします。

(午前11時57分 休憩)

(午後12時10分 再開)

○議長(田中栄太郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま追加議案が提出されました。

お諮りいたします。

この際、提出されました発議第4号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、発議第4号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を日程に追加し、議題とすることに決しました。

(追加日程第1)

○議長(田中栄太郎君) 追加日程第1、発議第4号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

それでは、提出者から提案理由の説明を求めます。

第23番、河野司君。

○23番(河野 司君) 23番、河野でございます。

発議第4号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例について説明をいたします。

本条例は、議第70号野洲市部設置条例の一部を改正する条例が先ほど本会議において可決されたことに伴いまして、野洲市議会委員会条例第2条第1号アに規定する総務常任委員会の所管について、所要の改正を行うものであります。

なお、本条例は平成19年10月1日から施行するものでございます。

以上です。

○議長(田中栄太郎君) それでは、ただいま議題となっております発議第4号について質疑を行います。

ご質疑はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(田中栄太郎君) ご質疑がないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております発議第4号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田中栄太郎君) ご異議なしと認めます。よって、発議第4号については、委員会付託を省略することに決しました。

次に、ただいま議題となっております発議第4号について討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田中栄太郎君) 討論がないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第4号野洲市議会委員会条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(田中栄太郎君) ご着席願います。起立全員であります。よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。ここで、市長より発言を求められておりますので、これを許します。

市長。

○市長(山崎甚右衛門君) 閉会のご挨拶を申し上げるまでに、1件報告をさせていただきます。

毎年開催されております全国スポーツ・レクリエーション祭が来年滋賀県で開催される運びとなっております。この祭典種目のうちのグランドゴルフ競技を野洲市が受け持つことになっておりまして、その会場は県立希望が丘文化公園での常設コースでやるということになってございます。そこで、今回第20回のスポレク祭が青森県の大鱈町で開催されました。そこで、23、24と現地へまいりまして、次期開催県、また次期開催市として、大会旗を預かってまいりました。そういうことで、来年10月18日から21日の4日間において、希望が丘でグランドゴルフ競技が開催されるということでございます。おおよそ選手は全国から400人ぐらい集まってくるのではないかと、こんな予想をしますが、今後関係機関、団体、またボランティアをいただく市民の皆さん、そして我々と共に準備を整えまして、来年に向かっての取り組みを進めていきたいと、このように考えておりますので、よろしくご理解をいただきますようご報告を申し上げておきます。

それでは、ご挨拶を申し上げます。平成19年第3回野洲市議会定例会の閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、去る8月31日に招集させていただき、本日に至りますまで27日間でございます。提案をさせていただきました案件、報告事項につきまして、委任専決処分2件、また議決事案として条例の制定2件、条例の一部改正4件、平成19年度補正予算が

4件、平成18年度決算の認定が11件、その他3件の合計24件につきましてご審議をいただきました。いずれも原案どおりお認めをいただき、誠にありがとうございます。衷心より厚く御礼申し上げます。

本定例会におきましては、本会議、委員会におきましてさまざまなご質問なりご意見をちょうだいいたしました。十分心して務めてまいりたいと存じております。

さて、10月1日で合併後丸3年が経過いたします。この間人口は5万を超え、また、まちづくりの根幹となる総合計画をはじめ、幾つもの基本計画を市民と共に策定いたしてまいりました。今日まで多少の課題は残されたものの、市政運営は順調に推移してまいりました。これもひとえに議員の皆さんのご支援、ご協力があったることと感謝を申し上げる次第でございます。

特に、人権と環境を土台にしたまちづくりを、市民との協働により進めていくための規範でありますまちづくり基本条例も10月1日から施行となり、またその具現化を図るために、一部組織機構の見直しも本議会でお認めをいただき、いよいよ実行に移す運びとなったところでございます。かねがね申し上げますが、この条例の施行は非常に意義が深く、分権改革、さらに権限移譲による新しいまちづくり、いわゆる住民自治の新たな一步を踏み出すものと私は確信をいたしているところでございます。改めまして、議員の皆様のご理解をいただきたいと思います。

最後になりましたが、議員の皆さんには、今後とも市政運営に一層のご指導、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、簡単ではございますが、閉会のご挨拶とさせていただきます。

長期間のご審議、誠にありがとうございました。

○議長（田中栄太郎君） これをもって、平成19年第3回野洲市議会定例会を閉会いたします。（午後12時19分 閉会）

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成19年9月26日

野洲市議会議長 田 中 栄太郎

署 名 議 員 田 中 良 隆

署 名 議 員 藤 下 茂 昭